



地区社協の てびきは



社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

はじめに

横浜に地区社協が誕生したのは今から 60 年以上も前のことです。ほぼ全ての地域に地区社協があり、脈々と歴史を積み重ねているのは全国的にも珍しいことです。

しかし、その歴史にもかかわらず、「地区社協がいったい何なのかいまひとつ分からない」「地区社協のことを説明するのは難しい」といった声がよく聞かれます。多様な団体のネットワークであり、多様な活動を行う地区社協だからこそ、一言で説明することがとても難しいのです。

そして、急激な少子高齢社会に突入し、地域福祉に寄せられる期待はかつてないほど大きくなっています。そのような社会や地域の変化に合わせて、地区社協に求められる活動も変化してきました。

活動は変化しても「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という目的は今も昔も変わりません。「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域」ということは「一人ひとりの困りごとをみんなで受け止め解決を目指せる地域」とも言えます。

前回の「地区社協のてびき」を発行したのは平成 16 年でした。今回のてびきでは、現在の社会や地域の変化を受け止めつつも、地区社協の原点である「一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり」という目的を再確認する内容としました。

このてびきは、新たに地区社協の役員となった方はもちろんのこと、長く活動に携わり地域の変化を実感している方など、地区社協に関わる全ての方にお読みいただきたいと考えています。そして「地区社協ってなに？」という問いに答える一助となれば幸いです。

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

地区社協のみなさんへ

- このてびきの PDF 版は、横浜市社協のホームページからダウンロードできます。
<http://www.yokohamashakyo.jp/sisyakyo/shiryo.html>
- ワード版、エクセル版の入手や、このてびきを活用した研修の実施などについては、各区社協及び横浜市社協にご相談ください。

※このてびきでは、次の用語については ()内の表示とします。

地区社会福祉協議会 (地区社協)
区社会福祉協議会 (区社協)
市社会福祉協議会 (市社協)
全国社会福祉協議会 (全社協)
民生委員・児童委員 (民生委員)
地区連合町内会 (地区連合)
地域福祉保健計画 (地福計画)

も く じ

1 地区社協とは

1 地区社協の構成	1
2 地区社協の成り立ち	1
3 地区社協の目的	2

2 困りごとを解決する地区社協

1 一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり	5
2 困りごとを解決するための活動	7
3 地区社協の強みを活かす	9
4 地区社協と地域福祉保健計画（地福計画）の関係	11

3 地区社協の運営

1 地区社協の組織構成	13
2 役員と関係会議	13
3 地区社協の財源	14
4 地区社協活動と個人情報の関係	15
5 活動継続のための記録と文書の保存	16
6 地区社協 会則モデル	17

4 地区社協の会計

1 予算	19
2 日々の会計処理と記録	20
3 決算	21
4 地区社協 会計規則モデル	22

5 様式集

1 各種様式	24
--------------	----

6 資料

1 地区社協の歴史	33
2 昭和 28 年「地区社協活動事例」	34
3 各区社会福祉協議会 連絡先	44



地区社協とは？



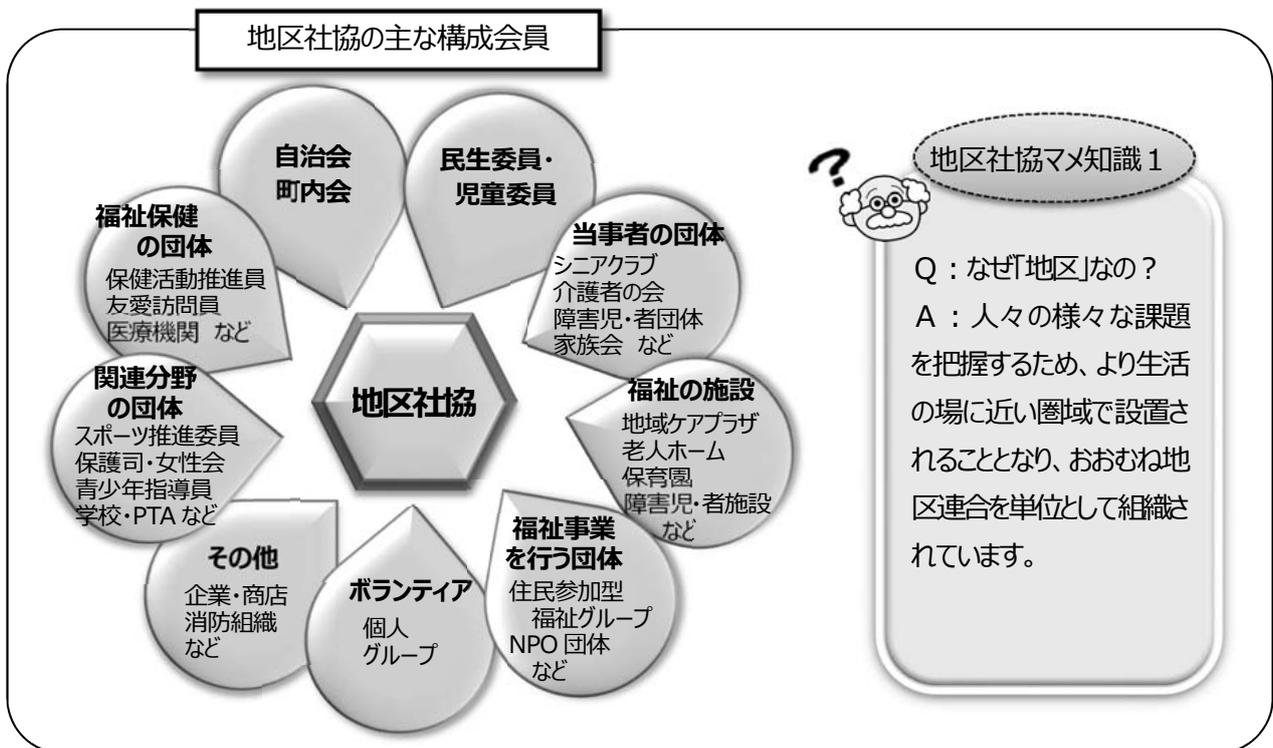
地区社協は、地域住民に最も身近な社協として、地域の方々が「自分たちの地域は自分たちで良くしていこう」という気持ちで組織された任意の団体です。

困りごとを発見し解決に向けた活動を住民同士で話し合い、取り組める民間組織としての「自主性」と、行政や専門家と対等な立場での発言や、共同募金をはじめとする福祉のためのお金を有効に地域で活用できる組織としての「公共性」という2つの大きな特徴を持っています。

1

地区社協の構成

地区社協は広く地域住民や福祉団体、社会福祉施設、民生委員、当事者組織などが会員となって加入し、ネットワーク組織として活動しています。



2

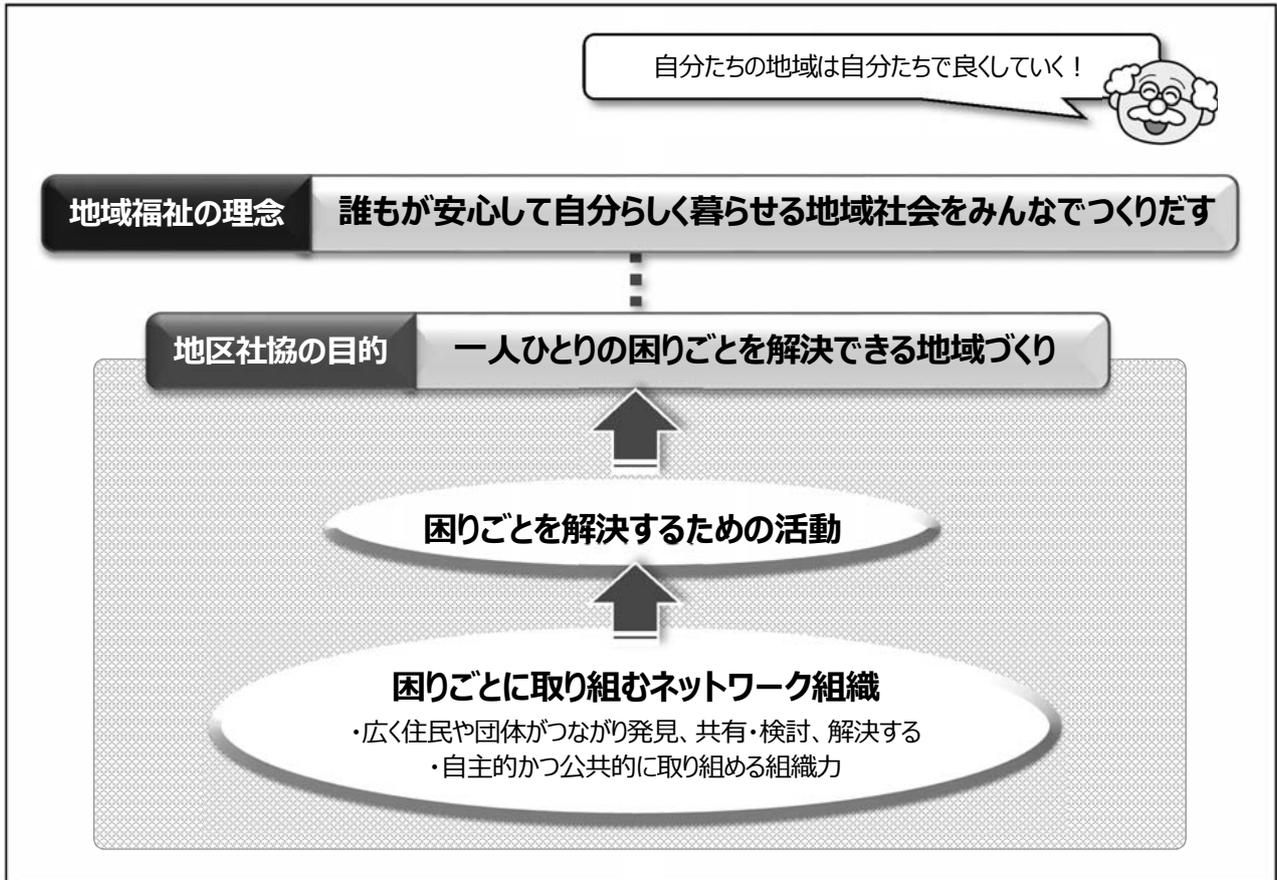
地区社協の成り立ち

横浜で地区社協が誕生したのは戦後間もない昭和 27 年のことです。翌 28 年に発行された「地区社協活動事例」によると、地区社協は「その地域に住む人たちのために（略）あらゆる社会問題を取り上げて住民の生活環境を精神的にも物理的にも健康的に、文化的に豊かになるものにしようという大目的をもって出発した」とあります。

また、「赤い羽根共同募金」を有効に地域で活用するための団体として、様々な福祉の啓発活動や在宅福祉活動などに取り組んできました。さらに、平成 12 年の社会福祉法の制定に伴い、市・区社協が「地域福祉を推進するための団体」と明示されたことにより、地区社協は地域福祉保健活動の中心としてその力がより大きく求められています。

生活課題が多様化し制度や施策だけでは解決できない課題が多くある中、住民同士の助けあいである地域福祉保健活動に多くの期待が寄せられており、地域福祉時代の到来とも言えます。ただ、時代は変化しても地域福祉の理念である「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」ことに変わりはありません。

「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域」は、地区社協が目指している「一人ひとりの困りごとを解決できる地域」と重なります。目的を達成するために「ネットワーク組織である特徴を活かして困りごとを見つけ話し合い」「活動をとおして解決していく」ことを、横浜の地区社協が目指すかたちとし、次の章から詳しく解説していきます。



地区社協マメ知識 2

～地域づくりをともに行う専門機関～

困りごとの中には、一住民として関わるには責任が重いものや様々な専門機関と地域とが協力して取り組むべきものもあります。

そんなときに一緒に考え地域を支援する専門機関として区社協や地域ケアプラザ、区役所の存在があります。

地区社協の運営支援や様々な福祉活動を行う団体とともに区域の地域づくりを行う区社協、地域に密着して身近な地域支援を行う地域ケアプラザ、制度の運用や地福計画の推進を中心としたまちづくりを行う区役所。それぞれの機能を活かしながら、専門機関自身も地域の一員として活動をしています。



～全国に広がる社協組織～

社協は全国に存在し、住民同士の生活上の困りごとを把握し助け合う活動から、福祉についての調査研究、政策提言まで幅広く行うことにより、地域づくりを進めています。

行政区域を単位とすることから、全国・都道府県・市区町村に設置されており、横浜には市社協と 18 の区社協があり、それぞれに職員が配置されています。共同募金の配分金を活用した事業や市からの補助金を財源とした制度運用など、その地域の課題に対応した様々な事業・サービス開発を展開しています。

全国的には地区社協がない地域も多いのですが、横浜では 256（平成 29 年 4 月現在）の地区社協が存在しています。生活に最も身近なところで同じ住民として地域づくりを行っているのが地区社協です。



メ 毛



困りごとを解決する 地区社協 林

1

一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり

(1) 人々の「困りごと」とは？

地区社協が誕生した昭和 27 年は戦後復興期の只中でした。昭和 28 年に発行された「地区社協活動事例」では、「蚊と蠅をなくす運動と優良ゴミ清掃夫の表彰」「母子家庭を幸せにする運動」「戦犯者留守家族慰問」といった 27 の具体的な取組を提案しています。

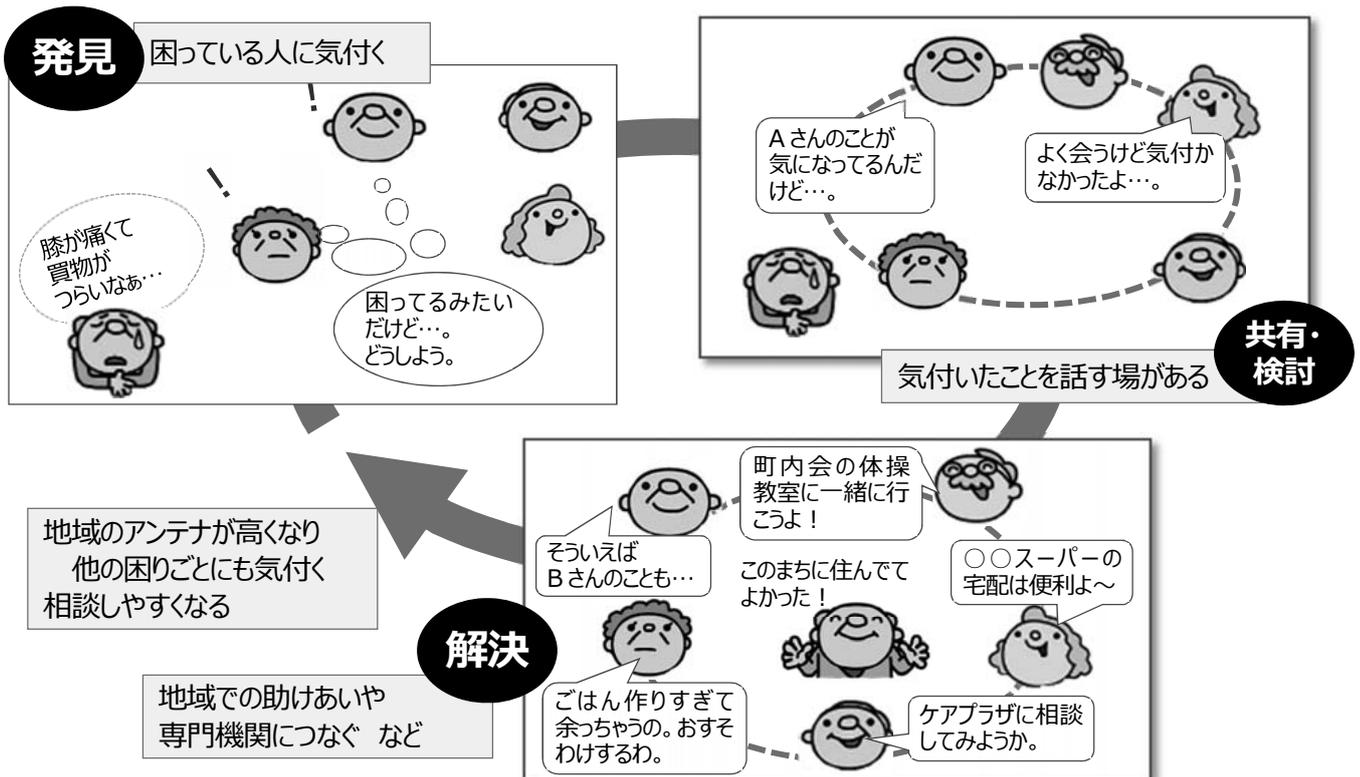
この時期の人々の困りごとは、不衛生や貧困、戦争によって働き手を失った世帯など、多くの人に共通するものや目に見えやすいものだったことがうかがい知れます。また、家族や地域社会のつながりが強く、ある程度は互いのプライバシーに立ち入りつつ困っている人に気付き、支えあっていたと思われます。

しかし、現在は少子高齢化が急激に進み、一人暮らしが増え、生活に便利な市場サービスが充実するなど、社会の様子は大きく変化してきました。そして、家族や地域社会、職場などのセーフティネットの機能が弱まった結果、引きこもり、孤立死、虐待、子どもの貧困、いわゆるごみ屋敷などの新たな問題が増えています。これらの多くは社会的に孤立し、困っている本人が誰にも SOS を発信できないことも多く、周りは気づきにくい状況となっています。

(2) 「困りごと」をネットワークで解決する

このような時代の変化に向き合うためには、地域で困っている人を問題が深刻化する前に身近な地域で早いうちに発見し、制度や地域の助けあいにつなげていくことが必要となってきました。

困りごとの解決のためには、「発見」「共有・検討」「解決」につながるネットワークが必要です。



(3) 「困りごと」とともに変化してきた地区社協の活動

地区社協活動は、長らく祭りや運動会などの地域を盛り上げるイベントが盛んでした。やがて、一人暮らし高齢者の交流会等、より福祉的な活動が行われるようになります。すると、そこに参加する方が抱えている悩みを知ったり、交流会に来られない人がいることに気付いたりするなど、一人ひとりの生活の困りごとが見えてきます。その困りごとに応える活動が行われるようになり、さらには住民全体でお互いに見守り支えあう地域へと発展していきます。一人ひとりがつながり、支え、支えられ、役割を持つことは、困りごとが深刻になる前に予防することにもつながります。

この道筋やスピードは地域によっても様々です。また、一人ひとりの困りごとを支える活動はもちろんのこと、孤立しがちな現代では、多くの人に参加してつながりづくりができるように工夫した祭りなども改めて重要となっており、地区社協の活動は多様であることが期待されます。



困りごとを解決するために、地区社協はどんな活動をすればよいでしょうか？

話し合いの場を作る

困りごとの解決の第一歩は「話し合う」ことです。地域には、子育てや介護中の方、障害のある方等、様々な人たちが暮らしています。地域の生活課題を話し合う場には、そのような多様な人たちが参加していることがとても大切なことです。

世代や分野を問わず、支え手受け手の関係を越えたネットワーク組織を活かして、様々な人が集う話し合いの場を定期的にするのが、地区社協として最も大切な活動です。

話し合いのポイント

回数を重ねることで、話し合いの場が困りごとを発見する場にもなるよ！



～困りごとの共有と検討～

困りごとを抱えた人、どう支援したらよいか分からない人など、各団体が課題だと感じていることを、地区社協として把握し、みんなの課題だと共感してもらえるよう、具体的な内容を共有しましょう。

地域の状況や緊急性により優先順位を考え、整理することも大事です。関係団体を巻き込んで解決方法を検討しましょう。誰が何を担うのか、役割分担についても話し合います。

父子家庭の子が、夜遅くまで子どもだけで過ごしているようだ。



町内会の役員会で、見守りの担い手がないという話題が出ていたよ。



地区ボランティアセンターの依頼に対応できるボランティアが少ない！



子どもだけで来られて、安心して過ごせる居場所があるといいね。



地区社協にはいろいろな活動をしている団体があるから相談してみよう！



何を手伝ってほしいか、何なら手伝ってもらえるか調べてみよう！



～困りごとの解決～

目的や課題を意識して困りごとを解決するための活動を実施しましょう。

実施後は課題が解決したか、解決に向かっているかの振り返りも大切です。場合によっては思い切った方法を見直すことも必要です。

来てほしかった子が来やすい居場所になっているかな？



お祭りに来ていた PTA の方に相談したら、見守りを手伝ってくれるようになったよ。



活動を知ってもらうために、住民に配る広報紙を作ってみよう！

話し合いの場はいろいろ

地区社協の役員会や定例会だけではなく、地福計画の委員会や地区連合など各団体で行う既存の会議を活かして、多くの人と話し合しましょう。具体的に解決のための活動を進めていく時は、連絡会、部会、プロジェクト等テーマを決めた話し合いの場を作ることも有効です。

解決のために……

話し合いや活動は、地区単位で行うこともあれば、より身近な地域（自治会町内会単位など）で行うこともあります。地区社協は全てにおいて実施主体である必要はなく、関係団体と協力して実施したり、活動の支援や団体同士をつなぐなど、様々な支援の方法があります。

地域活動を応援することも地区社協の大切な役割だね！



解決のための様々な活動をする

解決のための活動は様々です。課題解決のために始めた活動が、新たな課題発見につながることもあります。また、地域の中の困りごとが深刻にならないための予防の役割を持つこともあります。

見守り（訪問活動など）

地域で安心して暮らすためや、何かあった時の早期発見のために行います。

交流（会食会、多世代交流イベント、サロンなど）

地域住民が集まり、交流する場を作ります。

支えあい・生活支援（地区ボランティアセンター、配食活動など）

活動をとおして、個人の困りごとを解決します。

団体や自治会町内会などの身近な地域での活動を応援する

隣近所や自治会町内会など身近な助けあいの仕組づくりや、様々な活動を横につなげるなど、地区社協の機能を使って、小さな活動のバックアップをします。

情報の提供

ネットワーク機能を活かし、地区社協の事業や各団体が活動を通じて把握した困りごとや地域状況を把握し、支援できるよう必要な情報を提供します。

人材育成（ボランティア講座、認知症サポーター養成講座など）

団体の運営上の課題を解決するため、地域活動の担い手となる人材を育てます。

学習（研修会、勉強会など）

ボランティアの共通の課題について研修会を行うなど、学習の機会を提供します。

資金援助（助成金など）

財源を活かし、新しい活動の立ち上げや活性化を目的とした助成金など、資金面で支援します。

一人ひとりの困りごとに対応する仕組にするため、暮らしに寄り添う小さな活動を耕し、後押しすることが地区社協の大切な役割の一つです。

住民の理解を広げる

困りごとを解決できる地域づくりを進めるためには、福祉についての住民理解をさらに広げる必要があります。暮らしの場にある問題を共有し、福祉啓発を行います。

広報（広報紙の作成、ホームページの運営など）

地域や地区社協の活動紹介のほか、地域の問題を共有します。

福祉啓発（講座、研修など）

住民や学校、企業へ学習の場を作り、福祉意識の醸成をします。

調査（マップづくり、アンケート調査など）

地域の困りごとを把握するために調査等を行います。

活動が活性化していくと、地域全体で一人ひとりの困りごとを解決できる仕組ができるなど、地域全体がお互いを気づかい見守り支えあうようになります。

地区社協は地域の中の 1 団体ではなく、地域の様々な団体により構成され、広く住民や団体とつながるネットワーク組織です。

その特性を紐解きながら、地区社協だからこそできる困りごとを解決する取組をみていきましょう。



1

誰もが参加
できる
話し合いの場
がカギ！

特定のテーマに限らず、「地域」を舞台に、住民自身が「福祉」に取り組めるのが地区社協です。

福祉の基本は、一人ひとりの困りごとを解決すること。そして、「**ネットワーク組織**」の最大の強みは、**話し合う場や機会**を作れることです。困っている人の声を拾い、そのことを共有し、解決のアイデアを出し合い、計画を立てて行動する…そのための協議をできるのが地区社協です。

2

公共性の高い
ネットワーク
資金力もあり！

地区社協には、住民や関係機関などとの**幅広いネットワーク**があります。一個人や一つの団体ではできることが限られますが、それぞれの知恵や情報収集力、発信力などを持ち寄れば、解決力を高めることができます。みんなで取り組むことで地域の困りごとの発見から解決の道筋づくりまで、総合的に関わることができるのです。

そして、**信頼あるネットワーク組織**であるからこそ、地区内で会費を集めたり、赤い羽根共同募金などの配分を受けたり、といった**資金力**もあります。

3

放っておけない、
という人たちの
集まりだから…

地区社協は**任意団体**です。「あの人のことが放っておけない」「お互いさま」という気持ちがベースです。

行政などとは違い、「この人を助けるなら同じような人を全て平等に助けなくては」ということはありません。「自治会町内会に入っていないから」「一人暮らしではないから」といった理由で対象から外さなくてはならないわけでもありません。

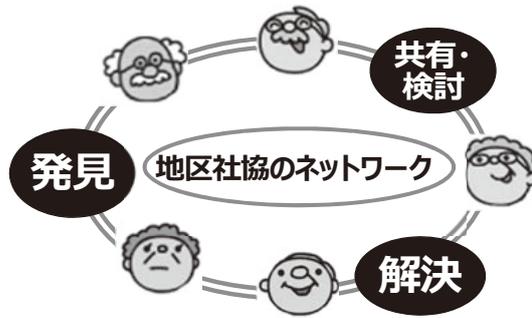
同じ地域の住民同士、一人ひとりの暮らしをよくするために、**気付いたことからコツコツ取り組んでよい**のです。

4

5 年後も
10 年後も…

地区社協は、**原則として解散することはありません**。

特定のテーマのために集まったボランティアグループや NPO は、フットワークの軽さや専門性の高さがありますが、その時々々の社会問題やメンバーの考え方によって大きく変化したり、解散をする団体が多いことも事実です。一方、地域に根差した地区社協は **5 年後も 10 年後もきっとある**、と言えることは大きな強みです。



「福祉」というと、専門的な人が関わる特別なものというイメージがあるかもしれませんが、「日々の暮らし」こそが福祉の原点です。制度やサービスなどで必要な支援を受けることはできます。しかし「一人でご飯を食べるのはさびしい」「妻の介護が本当は苦しい」「入院中で保育所の送迎が難しい」という声は、隣家や**近所の人だからこそ気付ける**困りごとでもあります。

悩みも希望もまずは話し合い、「一人の問題はみんなの問題だ」「人ごとではない」と感じ、地域みんなで取り組んでいくことで、一歩前に踏み出すことができます。地区社協はそのために**話し合う場や機会**を作ることができます。

1

地区社協の構成員は**多種多様**なため、イラストが得意な人、会計なら任せてという人など**人材豊富**。自治会町内会の広報力、民生委員の情報収集力など頼りになり、話し合うことで様々なアイデアや、他の地域での取組事例などを収集することもできます。

地域の中で「認知症になってサロンに行けなくなってしまった」「防災訓練に参加したいけど障害があるのでできない」という声を把握した時に、**地区社協で話し合うことで、具体的な解決の仕組み**を実現できるかもしれません。

さらに、地区社協が自ら活動することに加え、そのノウハウや資金の提供等により**地域の団体や活動をバックアップ**することで地域の福祉力を高めていく機能も持っています。

2

地域の中では、多数の人が困っていることに取り組んだり、祭りや運動会など、多くの人を楽しめるものを優先することが多くあります。そこで、たとえたった一人の困りごとであっても、しっかり受け止めて**地域の輪につなげていくこと**こそ、地区社協の役割です。地区社協なら「お祭りに足の悪い〇〇さんは来ることができないけど、どうにかならないか？」と話し合い、知恵を出し合うことができます。

社協の理念の「**誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす**」の「誰もが」は、**一人ひとりの全ての人のこと**です。困っている人は地域で孤立していることも多いですが、地区社協は地域へつなげていくことができるのです。

3

ボランティアグループの活動年数は、5割以上が15年未満、7割以上が25年未満となっています（平成21年全社協調査）。しかし、**地区社協の多くは昭和26～28年に設立されており、何世代も活動をつなぎ今に続いています**。地区社協は多くの団体が集まっているため、ときには意見が合わず苦勞することもあり、一般の団体ならそこで解散することがあるかもしれません。それでも、折り合いをつけながら継続できるのは、「地域」をベースとしているから。時代に応じて変遷するボランティアグループなどとも連携しながら、ゆるぎない**地域の土台**になれるのです。

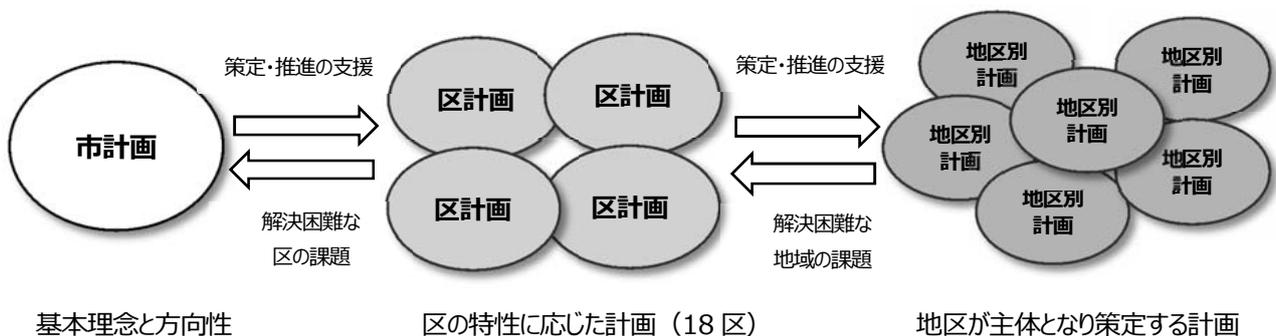
5年後、10年後といった未来にむけて、毎年の計画を積み重ねていきましょう。

4

（１）地福計画とは？

地福計画は、住民、社協、行政がともに地域福祉を推進するため、市区町村が策定しています。横浜では、社協が住民とともに策定・推進してきた「地域福祉活動計画」と一体となっているため、地福計画は、行政計画でもあり、社協の計画でもあります。

市計画は、基本理念と方向性を提示し、区計画推進を支援する内容となっています。区計画は、区の実情に応じた、区民に身近な中心的計画です。さらに、主に地区連合や地区社協エリアを単位として、全てのエリアに身近な地域の支えあいの仕組づくりを進めることを目的として、地区別計画を策定しています。市、区、地区別計画全てを合わせて地福計画と位置付けていることは、全国でもまれで先進的取組であり、横浜の大きな特長と言えます。



（２）地区社協活動と地福計画の関係は？

地区の実情に合わせて策定している地区別計画は、地域福祉保健活動に共通する目標となり、地区社協活動とも密接に連動しています。

独自のネットワークを持つ地区社協は、世代や分野を問わず様々な立場の住民が参画し、柔軟な形で話し合いの場を持つことができます。さらに、困りごとの解決のために住民から寄せられた共同募金配分金を活用するなど、組織力や資金力を活かして様々な手立てを講じることができ、地福計画を実現するための大きな推進力を持っています。

また、地福計画策定・推進時に行われる地区懇談会等の話し合いの場では、ふだん地域福祉保健活動に参画していない住民が参加することもあり、広くニーズを集めたり、新たな担い手発掘の場ともなり、貴重な機会にもなります。

このような点から、地区社協活動と地区別計画の推進活動は、連携して進めていくことが大切です。



～地区社協と地区連合・民生委員との関係～

Q：地区連合と地区社協って何が違うの？

A：地区連合は自治会町内会の代表者が集まり、一定の地域において、住民相互の親睦を図り、そこで起こる様々な課題を解決することを目的に自主的に組織された住民団体です。

一方、地区社協は、小地域（おおむね地区連合単位）の地域福祉活動の中核を担い、地域内の多様な団体が主体的に参加し組織化されています。地域住民の抱える福祉課題を、住民同士が協働し解決を目指すことを目的としています。横浜は、政令市の中でも自治会町内会の加入率が高く(平成 28 年度 74.8%)、地域の基盤がしっかりしているからこそ、地区社協が活動しやすい環境が整っているとと言えます。

地区連合「住民による自治活動」 ≒ 地区社協「住民による地域福祉活動」

広く住民の生活を支える地区連合と、福祉のために活動する地区社協は、どちらの力も不可欠な切り離せない関係で、お互いに協力しながら地域課題にあたっていきます。

Q：地区社協のメンバーって民生委員が中心なの？

A：地域の最も身近な相談役である民生委員は、地区社協のメンバーであることがほとんどですが、民生委員だけで活動しているわけではありません。民生委員の本来の役割は、困っている人を「見つけて」「受けとめ」「誰かにつなぐ」こと。

つなぐ先に「地区社協」のネットワークが活かされます。個人の困りごとを「みんなの困りごと」として解決するために、地区社協活動は多様な立場の住民が関わり、それぞれの強みを活かすことで、民生委員の活動を支援することもできます。



ところで、困っている人って誰ですか？

あなたは、今、困っている人ですか？それとも、困っている人を支えている人ですか？

困りごとの大小はあるけれど、きっと誰もがどちらの側面も持ち合わせているのではないのでしょうか。困っている人は特別な人ではなく、たまたま今、何かをきっかけに困っているのです。その姿は、明日のあなたや私であるかもしれません。

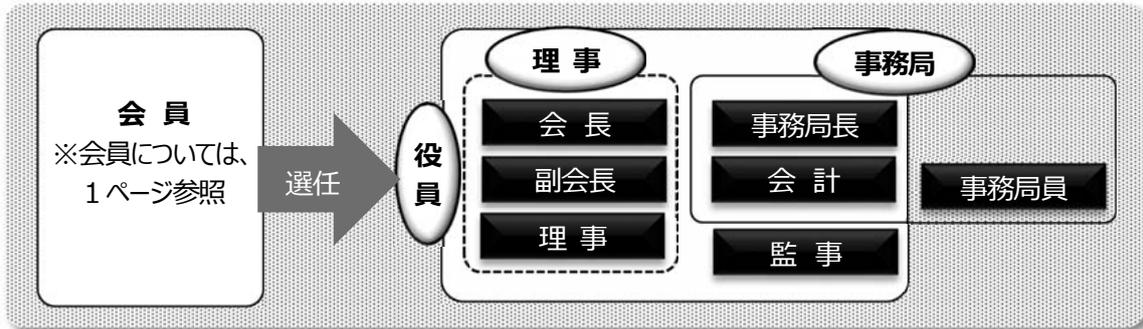
困った時は「お互いさま」と、「支え手」「受け手」の関係を越えて、ひとりの困りごとを「我が事」として受けとめ、人と人、人と資源が、世代や分野を越えて「丸ごと」つながり課題解決にあたっていくことで、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会」が実現できると言えます。この構想は、平成 28 年に閣議決定された「一億総活躍プラン」で示され、その中で、「地域共生社会」の実現のために、地区社協が果たす役割は大きいと期待されています。



1

地区社協の組織構成

地区社協は会員で組織され、地区社協の運営や方針を決める時や、具体的な課題を解決する時には、様々な会議を開催して話し合い、方針を決定します。



※会則モデルに基づいていますが、地区の規模などに応じて、人数等を変えることができます。

2

役員と関係会議

(1) 役員の役割

地区社協の役員には、以下のようなものがあり、役割分担をしながら地区社協の運営を行います。

会長：1名	地区社協の代表として理事から選出され、地区社協の活動や運営を総括します。
副会長：2名	理事から選出され会長を補佐し、何らかの理由で会長が活動できなくなった場合は、その代わりの役割を担います。
理事：若干名	会員の中から選出され、会の運営にあたります。
監事：2名	年1回以上地区社協の会計を監査し、運営が正しく行われているか確認します。他の役員との兼任はできません。
事務局長：1名	地区社協の運営事務関係の処理をします。場合によっては事務局次長をおくこともできます。
会計：1名	会計事務を処理する担当者です。

(2) 会議の種類

会議を通じて、運営方針の決定や具体的な課題の解決を行います。

総会	事業計画・予算、事業報告・決算の承認、役員等の選任、会則等の制定・変更を審議します。(総会は、会員の代表者で構成される評議員会の設置をもって代える地区もあります。)
役員会	事業計画や方針の策定と事業予算の見積り、各役員の役割分担・会計の選出等を検討します。
部会・委員会	役員以外のメンバーも参加し、事業推進の検討や課題の整理、具体的な対応や役割分担等を行います。(広報委員会、研修委員会、ボランティア部会、子育て部会など)

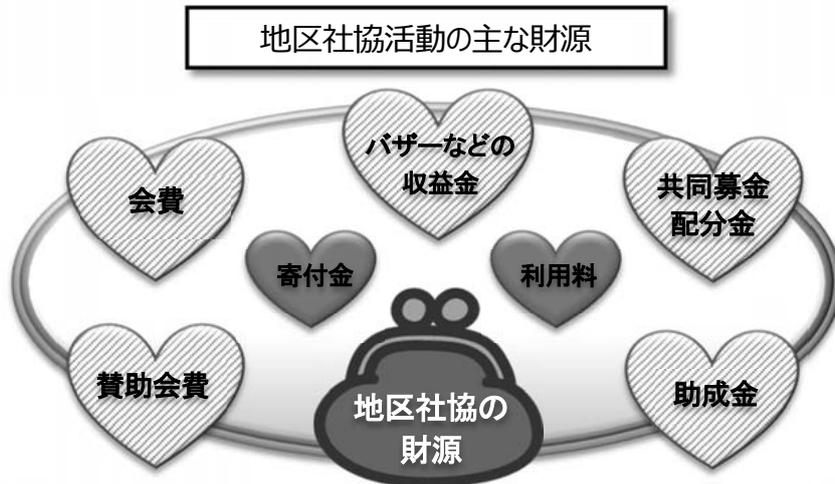
地区社協の財源

地区社協は住民の代表が集まるネットワーク組織であり公共性が高いため、会員の「会費」以外にも住民の方々の寄付による「共同募金」、区社協や地区連合からの「助成金」や「補助金」など、他の団体にはない多くの財源を使って事業を展開しています。

そこで、活動や会計は透明性を高めるため、役員会や総会の協議で決定します。また、広報紙などを使い、多くの人に活動を知ってもらうことは、活動に協賛してくれる人や自主財源を確保していくことにもつながり、地区社協活動の根幹に関わるとも重要なことです。

～財源の種類とその意味～

それぞれの財源には意味があります。なぜ地区社協の財源になっているのか、何のために使われているのか改めて確認し、この使い方でのよいのが役員会等で話し合しましょう。



【地区社協独自財源】

- 会費（構成団体が出し合う運営・活動費）
- 賛助会費（地区社協の活動に賛同した人による寄付金）
- バザーなどの収益金 など

【区社協等による助成金】

- 共同募金・年末たすけあい募金配分金（地域住民が自分の町の助けあい活動を応援するための募金）
- 助成金等（世帯会費、賛助会費、善意銀行、寄付金等）
- 善意銀行等寄付金 など

※賛助会費等は、地区社協独自で集めるものと区社協が集めて地区社協へ配分するものがあります。

地区社協マ×知識 5



～共同募金と地区社協～

社協には「赤い羽根共同募金」を有効に活用する役割があります。

困りごとは地域によって様々です。そこで地区社協は、地区ごとに工夫をして、地域の困りごとの解決のために住民から寄せられた募金を大切に活かしていきます。

地区社協活動と個人情報の関係

「個人情報」と聞くだけで戸惑い、難しいと構えてしまいがちですが、地域社会においてはお互いの顔や名前を知りあうことで、信頼関係や支えあいや育ち、助けあいが行われてきました。

地区社協の活動においても、地域の皆さんの「個人情報」に触れる場面が数多く出てきます。「個人情報の保護」は大切なことですが、「保護」の側面が強調され、その有用性が失われてはなりません。個人情報は、保護か利用かの二者択一ではなく、適正に管理し活用することが大切です。

個人情報取り扱いのポイント

- ① あらかじめ、個人情報の利用目的・利用内容を相手に伝えましょう。
その目的のためにどのような個人情報が必要なのかを明らかにしましょう。
- ② 原則として、本人の同意のもと収集や利用・提供を行います。
特に「要配慮個人情報」(*)については、取り扱いに配慮が必要となります。
- ③ 個人情報の管理や運用方法等、基本的な取り扱いを決めたルールを作るようにしましょう。

*「要配慮個人情報」とは？

人種、信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障害、健康診断・検査の結果、医師等からの指導・診療・調剤が行われていたこと、刑事事件・少年の保護事件に関する情報等のことです。

個人情報は、個人により受け入れられる範囲や認識が違い、また時代により変化しています。

個人情報の収集や提供をする際にも、その都度、収集の目的や利用内容、提供範囲等を説明し、しっかり本人の同意を得ながら信頼関係を築いていくことが必要です。

しかし、慎重になりすぎるあまり困っている人を見つけても情報が提供されず、助けられなければ意味がありません。適切な情報提供を行わないことが、かえって本人の不利益となってしまうこともあるのです。

例外の取り扱い

本人の同意なく、第三者に情報提供することは認められません。

しかし、本人の生命、身体財産の保護のために緊急性が高く、本人の同意を得ることが困難な場合は、本人同意の有無にかかわらず、第三者への提供が認められる場合もあります。

「緊急性」「本人の同意が取れない」「本人の利益」を基準に判断していくことが大切です。

個人情報に関する相談先

個人情報保護委員会

個人情報保護法 質問ダイヤル 03-6457-9849 / ホームページ <http://www.ppc.go.jp/>



～個人情報保護法改正～

これまで 5,000 人以下の自治会町内会等の団体には法律の適用がありませんでした。

しかし、個人情報保護法が改正され、平成 29 年 5 月 30 日以降は自治会町内会を含む全ての事業者等は個人情報保護法のルールに沿った取り扱いが求められます。

また、今回の法改正で個人情報保護法の目的に「個人の権利利益を保護する」だけでなく、「個人情報の活用が豊かな国民生活の実現に資するものである」ことが盛り込まれました。

5

活動継続のための記録と文書の保存

地区社協活動を進めるにあたり「話し合い」は大切ですが、話し合いを重ねても困りごとの解決は、すぐに結論が出ないことも多くあります。当初の課題や目的、経過の確認、関係者との情報共有、取組の結果や振り返りのためにも記録を残しましょう。これらの記録は、長く続く地区社協の活動や歴史を伝える一助にもなります。

また、長く活動を継続するためにも書類や記録は大切です。その種類ごとにファイルし、保存年数、保管方法などを決め、必要に応じて確認できるように管理しましょう。

(1) 記録の種類 * 様式 P.25～26 参照

会議記録	①会議名 ②日時 ③場所 ④参加者 ⑤テーマ ⑥内容 ⑦決定事項 ⑧次回に向けての検討事項 などを簡潔に記録しておきます。
事業実施報告	①事業名 ②ねらい ③実施内容（場所・対象・参加者数等） ④振り返り ⑤次年度に向けて ⑥予算・決算 などを簡潔に記録しておきます。

(2) 書類の種類と保存年数

①組織運営をする上で保管が必要な書類

5 年保存 * 常時使うものは、更新 後 5 年保存して廃棄	・規則、要綱、総会資料など会の運営に必要なもの ・会計関係書類（帳簿、通帳、契約書、領収書など） ・名簿
1 年程度	・通知文、案内文 など

②活動継続のために複数年の保存が望ましい書類

複数年保存	・会議記録、事業実施報告 など
--------------	-----------------

〇〇年〇〇月〇〇日 制定

(目的)

第1条 〇〇区〇〇地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉を推進するための協議及び検討
- (2) 地域福祉を推進するための連絡及び調整
- (3) 地域福祉を推進するための企画及び実施
- (4) 地域福祉を推進するための調査及び研究
- (5) 地域福祉を目的とする団体に対する支援及び助成
- (6) そのほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第3条 本会の事務所を、〇〇に置く。

(会員)

第4条 本会は、〇〇区〇〇地区内の次の者を会員とする。

- (1) 住民組織
- (2) 地域福祉・保健に関する活動を行う団体
- (3) 福祉施設
- (4) 本会の趣旨に賛同する個人及び団体

会員については、1 ページに説明があります。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、総会で選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 〇〇名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会計 1名

役員は世代や分野を問わず多様な人材で構成されることが望ましいです。子育て中の方や障害のある方などが役員や話し合いの場に加わるとよいでしょう。

理事の人数は、定例に集まることができ、話し合いのできる人数が望ましいです。

- 2 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、本会の運営にあたる。
- 5 監事は、毎年1回以上の本会の会計を監査する。
- 6 事務局長は、会務を処理する。
- 7 会計は会計事務を処理する。
- 8 監事はほかの役員を兼ねてはならない。

(任期)

第6条 役員任期は2年とする。

2 補欠のため選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 本会の会議は役員会および総会とする。

(1) 会議は会長が招集し会長がその議長となる。

(2) 会議の決議は出席者の過半数によって決するものとし、可否同数の場合は議長が決する。

2 役員会は必要に応じて開催し、重要事項につき審議する。

3 総会は次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び予算に関すること

(2) 事業報告及び決算に関すること

(3) 規則の改廃に関すること

(4) 役員の選任に関すること

(5) その他、上記の事項に準ずる重要事項

(3)の規則とは、会則・会計規則などがあります。

(部会及び委員会)

第8条 本会に部会及び委員会を置くことができる。

2 部会及び委員会に関する規則は、別に定める。

(経費)

第9条 本会の経費は、共同募金配分金、寄付金、会費、助成金、補助金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計)

第10条 本会の会計は一般会計のほか、必要に応じ特別会計を設け処理する。なお、会計規則については別に定める。

(委任)

第11条 本会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

付則 この規則は、〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。



地区社協の会計



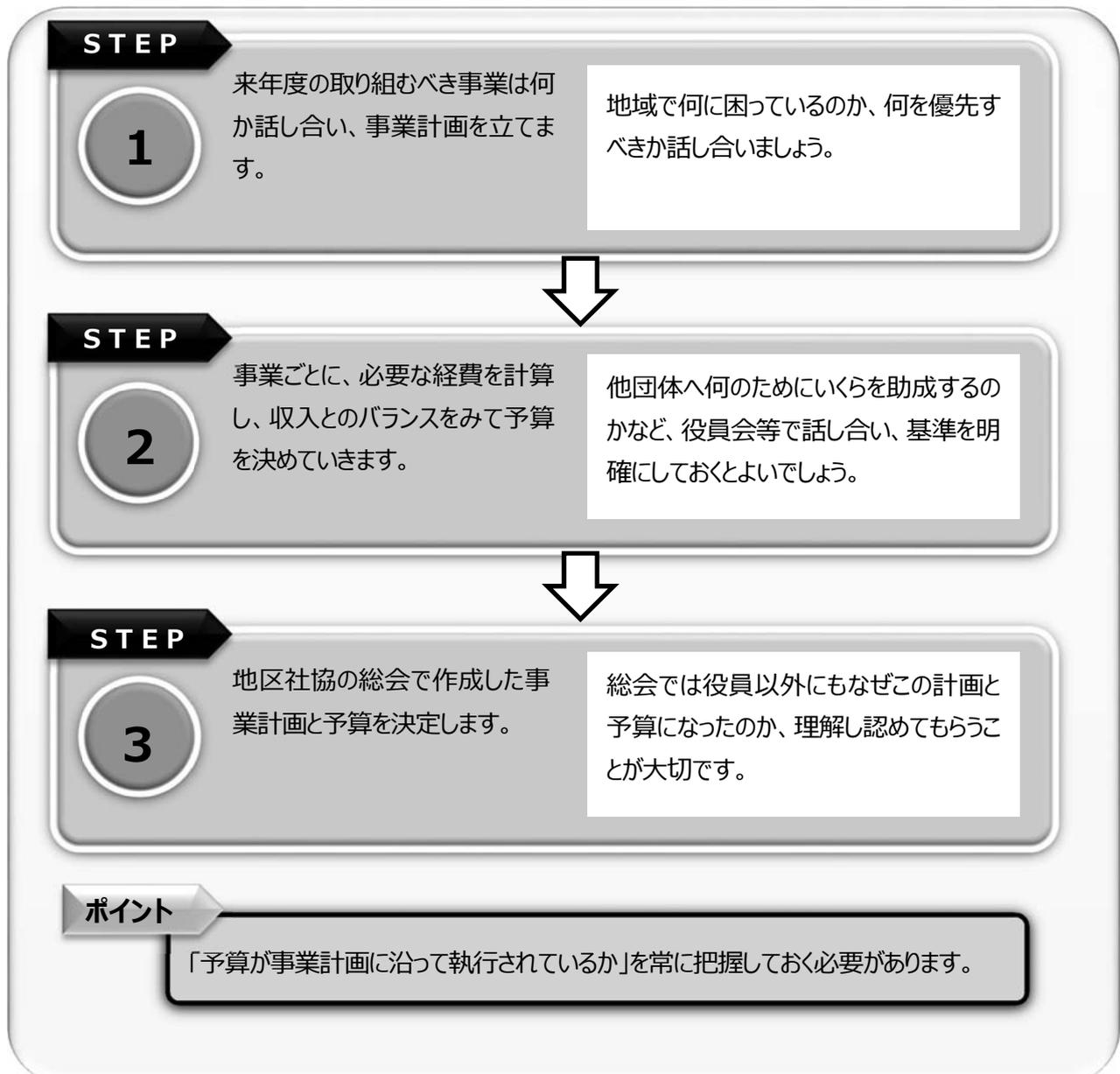
地区社協では、赤い羽根共同募金や賛助会費、区社協・地区連合からの助成金などを財源として、事業や他団体への助成を行っています。任意団体でありながらも公共性の高いお金を扱っているため、より公正かつ明確な会計を行うことが求められます。

そして、毎年同じ活動にだけ使われていないか、団体への助成金が適正に使われたかなどを確認し、地区社協だからこそできる活用方法について改めて話し合ってみましょう。さらに、財源がどのように使われたかを活動内容と合わせて具体的に広報し、地区社協の活動を住民に理解してもらうことも大切です。

ここでは、会計の透明性を高めるため、①予算②日々の会計処理と記録③決算の3点について説明します。

1 予算

来年度事業や予算について、話し合って決めていきます。



2

日々の会計処理と記録

収入と支出の管理が会計の役割の大半を占めているため、日々の記録と確認がとても大切です。
通帳と金銭出納帳簿で収支の動きと内容を管理することができます。

STEP

1

収入・支出の予定が入ったら、
内容を確認して予算書と照らし
合わせ、収入・支出科目を確
認します。



STEP

2

出納後、金銭出納帳簿を日付
順および科目別に作成します。



STEP

3

受けとった通知文や領収書を
「領収書等綴り」に「金銭出納
帳簿」の出納番号順に貼り付
け、保管をします。



STEP

4

月ごとに通帳や科目ごとの残高
を確認します。

ポイント

お金はできる限り通帳で管理します。一部を現金
化しておく場合は、別途現金管理簿が必要です。

例) 子育てサロンに助成金を出そう!

1

平成〇年度 予算書

	科目	予算額	説明
支出	助成金	100,000	子育てサロン 30,000 高齢者配食 40,000 障害児交流 30,000
	事務費	10,000	コピー用紙 10,000

2-1

金銭出納帳簿

出納番号	月日	説明	収入金額	支出金額
1	4/1	前年度繰越金	250,000	
2	4/3	コピー用紙		5,400
3	4/15	子育てサロン		30,000

2-2

金銭出納帳簿 支出 科目別

助成金 100,000 円

出納番号	月日	説明	支出金額	残高
3	4/15	子育てサロン	30,000	70,000

3

領収書等綴り

出納番号 3

領収書 ●●地区社協会長様 ●月●日 30,000 円 子育てサロン 代表〇〇〇 印

3

決算

年度が終わったら、お金の出入りをまとめ決算書を作りましょう。



地区社協が安定して運営を継続するために、一定の繰越金は必要です。しかし、地区社協の活動財源は高い透明性が求められるため、目的なく繰り越すのではなく、計画的にやりくりしていきましょう。

地区社協の活動だけでなく、お金の使い方や会計処理等の運営についても、区社協に相談してみましょう！

(目的)

第1条 この規則は、〇〇地区社会福祉協議会（以下、「本会」という）の会計基準を定め、金銭及び会計帳簿の管理、予算・決算書の作成などの適切な会計事務を行い、収支と財産の状況を適正に把握することを目的とする。

(会計年度)

第2条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計担当者)

第3条 本会は、会計事務を行うため、本会会則第〇〇条に規定する役員のうち、次に掲げるものを会計担当者とする。

- (1) 会長は、会計責任者として本規則に定める全ての会計事務を統括し、出納印の管理、収支の決裁事務などを行う。
- (2) 事務局長は、出納責任者として会計事務のうち、金銭の出納および保管、通帳・帳簿及び物品の管理・保管に関する事務を行う。
- (3) 会計は、出納担当者として、金銭出納事務、帳簿の記載など出納責任者の事務を補佐する。

(会計単位)

第4条 本会の会計単位は、一般会計及び特別会計とする。

会計担当者一人に任せず、出納印（通帳印）と通帳保管そして収支の決裁と金銭の出納の役割を分けるとにより会計事務の適正化を図ります。

(予算の基準)

第5条 本会の予算は、事業計画の確立と事業の円滑な運営を図ることを目的として作成する。

- 2 本会の収入および支出は、全てこれを予算に計上しなければならない。
- 3 本会の予算は、毎会計年度開始前に会長において作成・編成し、総会で議決を得た後、地区の住民に向け必要に応じ公開しなければならない。

特別会計をたてる時は、明確な目的をもって、計画を明らかにすることが大切です。

(予算の編成)

第6条 予算は会計単位ごとに編成し、予算科目は収入・支出ともに項目に分けなければならない。

- 2 予算外の支出、または予算超過の支出に充てるため予備費として予め支出予算に計上することができる。

(予算の執行)

第7条 予算の執行は、予算の範囲内で行う。ただし、収入についてはこの限りではない。

(帳簿)

第8条 各会計単位においては、次に掲げる会計帳簿を備え、全ての取引を記入しなければならない。

- (1) 金銭出納帳簿
- (2) 預貯金通帳
- (3) 領収書等の綴り
- (4) その他会計に関し必要な帳簿

「その他会計に関し必要な帳簿」には、物品台帳、郵券管理簿などがあります。

- 2 前項の会計帳簿等は、会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(収入の手続)

第9条 金銭収入は直ちに支払いに充てることなく、原則として取引金融機関に預け入れなければならない。

おおむね 1 週間以内に金融機関に入金しましょう。

(支出の手続)

第10条 金銭の支払いは、原則として請求書などの支出の根拠を証明する書類に基づいて行わなければならない。

2 会計責任者は、前項の書類を照合し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確かめたうえで金額の支払いを行わなければならない。

請求書が原則ですが、会場利用・駐車場の料金表など金額が明らかになるものでもよいでしょう。

(領収書及び支払証明書の徴収)

第11条 金銭の支払いを行った場合は、領収書を求めなければならない。ただし、口座振込みによる支払いを行った場合は、取引金融機関の資金受領書を領収書に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、祝金、見舞金、香華料等やむを得ない事由により領収書を求めることができないものは、その支払いが正当であることを会計責任者が証明した支払証明書によって領収書に代えることができる。

* レシートも領収書等に含まれます。
* 祝金、見舞金、香華料等はあらかじめ金額を定めておくといでしょう。
* 会計責任者は、支払証明書に確認印を押すことで、その証明をします。

(決算の基準)

第12条 本会の決算は、帳簿に記録された予算執行の結果に基づき作成しなければならない。

(決算報告)

第13条 会長は、毎会計年度終了後 2 か月以内に会計の区分に従い、財産目録、収支計算書を作成し、総会で会員に報告をする。

(資金の管理運用)

第14条 資金の管理運用については、預貯金等安全確実で、かつ換金自由な方法により行うこととする。

(外部監査)

第15条 会長は、本会会則に定めるものの他、区社会福祉協議会職員を会計監査者に選任し、会計処理について監査させることができる。

(委 任)

第16条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 この規則は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。



このてびきの中にはモデル様式を示していますが、体裁は問いません。モデル様式に記載されている項目に沿って作成します。収支予算書、決算書、金銭出納帳簿、監事監査報告書は各地区社協で作成することが必須ですが、その他の様式は必要に応じて作成しましょう。なお、様式については、今後も更新する可能性があります。

1

各種様式

(1) 総会に向けて作成するもの

①前年度事業実施報告書

- ・会議や事業を実施した目的、誰を対象としたか記載されているか
- ・回数や参加人数は記載されているか
- ・実施して得られた成果や今後の課題は明らかになっているか

②前年度資金収支決算書

- ・予算はどのように執行されたか
- ・大幅な増減がある科目についてはその理由を説明しているか
- ・次年度繰越金が多い場合、なぜそうなのか（年度明け早々に大きな事業を実施するため等）説明しているか

③監事(会計)監査報告書

- ・会計のみでなく、事業報告についても監査されているか
- ・証憑書類についても確認されているか

④当年度事業実施計画書

- ・前年度踏襲ではなく、困りごとの解決のための計画となっているか
- ・前年度の活動をとおして得られた成果や課題が、今年度の計画に反映された内容となっているか
- ・会議や事業を実施する目的、対象者、回数や想定される参加人数は記載されているか

⑤当年度資金収支予算書

- ・収入と支出のバランスは取れているか
- ・使途目的が決められた助成金収入は、対応する支出科目に入っているか
- ・会費や共同募金など、地域から善意で寄せられた資金の使途目的を説明しているか

⑥その他

- ・役員改選や会則改正等大きな事案について、総意を得るために総会に諮っているか

(2) 会議記録

当初の課題や目的、経過の確認、関係者との情報共有、話し合った結果や振り返りのためにも記録を残しましょう。この記録は、総会等で示す年間事業報告書の土台となります。あくまでもモデル様式なので、地区の特性に合わせて、作成しましょう。

会議名	
日時	年 月 日 () : ~ :
場所	
参加者 (メンバー: 所属)	
テーマ	
内容 (出た意見)	
決定事項	
次回に向けて	
記録作成者	

(3) 事業実施報告書

当初の課題や目的、経過の確認、関係者との情報共有、取組の結果や振り返りのためにも記録を残しましょう。この記録は、総会等で示す年間事業報告書の土台となります。あくまでもモデル様式なので、地区の特性に合わせて、作成しましょう。

事業名			
ねらい			
実施内容	場所		
	対象		
	人数	参加者	担い手
	内容		
			実施回数
振り返り 事業のねらいが達成できたか			
次年度に向けて	継続・改善・終了・その他		
備考・その他			
予算・決算	予算額： 決算額：		
記録作成者			

(4) 収支予算書

「(7) 科目の説明、書き方例」(P.30)を参考に、事業計画をもとに作成します。説明欄は、地区社協活動の透明性を図るために、できるだけ細かく内容と金額を記載しましょう。

	科 目	前年度予算額	今年度予算額	説 明
収 入	市社協補助金			
	区社協補助金			
	区社協会費還元金			
	地区社協独自会費			
	自治会・町内会からの助成金			
	その他の補助金・助成金			
	収益金			
	寄付金			
	預金利子			
	雑収入			
	負担金収入			
	その他			
	前年度繰越金			
		合 計 額		
支 出	事業費			
	調査費			
	広報費			
	研修費			
	助成金			
	事務費			
	会議費			
	渉外費			
	備品費			
	会費			
	積立金			※原則5年 目的： (年目)
	雑費			
	予備費			
	その他			
	合 計 額			

(5) 収支決算書

科目ごとに使った金額合計を記入します。説明欄は、地区社協活動の透明性を図るために、できるだけ細かく内容と金額を記載しましょう。

	科 目	予 算 額	決 算 額	説 明
収 入	市社協補助金			
	区社協補助金			
	区社協会費還元金			
	地区社協独自会費			
	自治会・町内会からの助成金			
	その他の補助金・助成金			
	収益金			
	寄付金			
	預金利子			
	雑収入			
	負担金収入			
	その他			
	前年度繰越金			
		合 計 額		
支 出	事業費			
	調査費			
	広報費			
	研修費			
	助成金			
	事務費			
	会議費			
	渉外費			
	備品費			
	会費			
	積立金			※原則5年 目的： (年目)
	雑費			
	予備費			
	その他			
	次年度繰越金			
	合 計 額			

(7) 科目の説明、書き方例

下記の表に記載されている内容に沿って、予算書、決算書に記入します。予算書、決算書に記入する説明は、地区社協活動の透明性を図るために、できるだけ細かく内容と金額を記載しましょう。

※ここに示されている科目は平成 29 年度版です。

	科 目	説 明	説明書き方例
収 入	市社協補助金	市社協へ申請する地区社協活動費	地区社協活動運営費
	区社協補助金	ふれあい助成金、共同募金配分金、善意銀行配分金、年末たすけあい募金、その他区社協からの事業助成金	ふれあい助成金 ○○○○円 共同募金配分金 ○○○○円
	区社協会費還元金	区社協会費、世帯会費、賛助会費還元金	区社協賛助会費 ○○○○円×○%
	地区社協独自会費	地区社協独自の世帯会費、賛助会費（個人）、賛助会費（法人）	○○円×△△△世帯
	自治会・町内会からの助成金	地区連合からの助成金、自治会・町内会からの助成金	地区連合団体助成金
	その他の補助金・助成金	地区民協からの補助金	地区民協補助金
	収益金	バザー、チャリティ事業などの収入、イベント参加費	チャリティバザー売上
	寄付金	個人や団体からの寄付金	●●氏より寄付
	預金利子	預金利子	預金利子
	雑収入	不用はがき還元金、祝金など	福祉まつり祝金
	負担金収入	会食会、配食サービス等の利用（参加）者負担金	会食会参加費 @○○円×△△人 配食サービス利用者負担金 @○○円×△△人×◇◇回
	その他	積立金取り崩し収入・特別会計からの繰入金	●周年記念事業積立金取り崩し収入
	前年度繰越金	前年度からの事業準備金・前年度からの繰越金	前年度からの事業準備金 ○○○○円 前年度からの繰越金 ○○○○円
支 出	事業費	サロン、会食会、配食、障害児・者余暇支援、生活支援、福祉まつり等の事業にかかる経費（通信費、消耗品費、食材費、材料費、保険料など）	会食会 ○○○○円(食材△△円、消耗品△△円) 福祉まつり ○○○○円(会場費△△円、消耗品△△円、印刷△△円、保険料△△円)
	調査費	アンケート費用・調査費用	一人暮らし高齢者アンケート ○○○○円
	広報費	広報紙作成費用、チラシ作成費	地区社協だより印刷 ○○円×△△△部×◇◇回
	研修費	研修・学習会・講演会等にとまなう費用（技術指導料・講師謝金等）、外部研修会参加費	講師謝金 ○○○○円 研修参加費 ○○○○円×△人
	助成金	サロン、各種団体等への助成金・社明運動助成金 など	サロン助成金 ○○○○円×△△団体 老人クラブ助成金 ○○○○円
	事務費	事業に関わらない経費（通信費、消耗品費、事務所経費など）	事務消耗品 ○○○円 電話代 ○○○円 事務所借り上げ料 ○○○○円×△△か月
	会議費	理事会、総会、役員会、監査会など会議にかかる経費（通信費、消耗品費、会場借り上げ料、茶菓代等）	総会会場費 ○○○円 郵券代 ○○○円 会議お茶代 ○○円×△△人×◇◇回
	渉外費	慶弔費（祝金、香典）、渉外費（他団体の行事参加費など）	お香典 ○○○○円 ●●クラブ文化祭祝金 ○○○○円
	備品費	設備・機材の購入費用	プリンター購入 ○○○○円 CDデッキ購入 ○○○○円
	会費	区社協会費など	区社協会費 ○○○○円
	積立金	積立金は原則 5 年以内とし、積立年数と目的を明確にしましょう	目的：PC購入のため(○年目)
	雑費	少額でどの科目にも該当しない経費	
	予備費	あらかじめ予想できなかった必要経費支出のための費用	
その他	特別会計への繰出金など	災害支援特別会計への繰出金	
次年度繰越金	次年度への繰越金		

(9) 支払証明書

祝金、見舞金、香華料等やむを得ない事由により領収書を求めることができないものは、その支払いが正当であることを責任者が証明した支払証明書によって領収書に代えることができます。

支払証明書

支払金額 　　¥ _____

支払事由 _____

支払先 _____ (住所)

_____ (氏名又は代表者名)

支払年月日 年 月 日

上記は正当に支払われたことを証明する。

地区社会福祉協議会

会長

(印)



1

地区社協の歴史

～地区社協の誕生～

戦後の混乱の中、新しい社会福祉制度の確立に伴い、住民参加の地域組織活動による地域福祉増進の必要性が叫ばれるようになりました。その要請に応じて昭和 26 年 1 月中央社会福祉協議会（現在の全社協）が最初に設立され、まもなく各都道府県社会福祉協議会も結成されていきました。

横浜においても昭和 26 年 3 月に横浜市社会福祉協議会が設立され、それに合わせて同年 3 月末までに市内全区（当時は 10 区）でそれぞれ区社協が創設されました。

地区社協は、市・区社協の基礎単位であり、地域住民に直結する地域福祉活動の担い手であることを目指して結成されました。地区社協が設置された昭和 27 年ごろの主な活動は、保健衛生向上のための無料健康相談や保健衛生講演会、児童や母子家庭支援として紙芝居大会や善行児童の表彰、託児所の開設、歳末慰問品の配布 等、生活に密着した事業を幅広く実施していました。

～時代の変化とともに・・・～

昭和 40 年代後半になると、地道な社協の活動が少しずつ実を結びはじめ、住民の福祉意識の高揚などもあり、自発的なボランティアが地域社会のなかで福祉活動を行うようになりました。昭和 50 年代の初めには、一人暮らし高齢者を対象とした会食会活動が始められ、横浜市内の各地区社協の代表的な取組として広がっていきました。

核家族化の進展や、近隣関係の希薄化など新たな社会問題が経済成長とともに拡大する中で、昭和 60 年代から平成へ、少子・高齢社会に突入すると、社会福祉基礎構造改革が議論されるようになります。平成 12 年、社会福祉事業法は社会福祉法に改正され、市・区社協は「地域福祉の推進をするための団体」として明示されました。それに伴い、地区社協もこれからの地域福祉活動を進める中心としてその力がより大きく求められるようになりました。

～これからの地区社協～

地域社会の変化と多様化・複雑化している生活課題・福祉課題に対応し、“住み慣れた地域”を持続させていくためには、支えあいのかたちを再編する必要があります。誰もが支えあう「地域共生社会」に向けて、地域福祉に寄せられる期待はとて大きなものとなっています。

しかし、歴史を振り返ってみると、設立当初も現在も、その時代・その地域における一人ひとりの困りごとに向き合い、地域における生活課題に寄り添った取組を進めてきました。行う事業や組織の形が変わっても、社協の目的や理念は変わりません。時代の変化の中で、「地区社協として今できること」を一緒に考えていきましょう。

目次	
1	影動研究助金勸学会
2	表連研授運
3	のるの設止見聞
4	夫す場所開募防
5	人に場開募防
6	と掃せりの化
7	運動幸在育同不
8	すミをの育同不
9	くゴ家庭保育同不
10	な良家箱保育同不
11	を優子節保育同不
12	蚊と母子節保育同不
13	と蚊と母子節保育同不
14	と蚊と母子節保育同不
15	と蚊と母子節保育同不
16	と蚊と母子節保育同不
17	と蚊と母子節保育同不
18	と蚊と母子節保育同不
19	と蚊と母子節保育同不
20	と蚊と母子節保育同不
21	と蚊と母子節保育同不
22	と蚊と母子節保育同不
23	と蚊と母子節保育同不
24	と蚊と母子節保育同不
25	と蚊と母子節保育同不
26	と蚊と母子節保育同不
27	と蚊と母子節保育同不

地区社会福祉協議会活動について

序

一、趣 旨

社会の福祉がその地域に住む人々の福祉につながる福祉社会の実現の為にその地域内の公共の為に奉仕する事を目的とする各種団体役員及社会事業施設及関係公務員の方々の崇高なる社会福祉進展の爲の自発的な熱意に基づく協力を依つて設立された社会福祉協議会が市内十区八十四地区にそれぞれ結成をみて活動を始めています。全体的にはその活動はまだ過度的であつて、今後の活動に俟つというのが尠らない現状であります。

それぞれの地区社協がその地域に住む人達の為に生活上の諸問題、環境の向上の爲のあらゆる社会問題を採り上げて住民の生活環境を精神的にも、物質的にも健康的に、文化的に豊かなものに仕様とする大目的をもつて出発したわけであり、更に意義深い社会福祉時代ともいふべき今日、理想社会実現の爲の先駆とならんとする意義深いものであると存じます。

二、福祉活動

各協議会は、地区の実情に鑑み各社会福祉関係者が協議し、実施計画に基いて夫々の団体がこれを実施するに互に協力するとか又は、協議会自体が主催する場合がありますが、人間が社会生活を営む限りとりあげる問題は常に存在しています。

特に複雑な社会現象を包蔵する大都市の特異性から見て、恐らく社協活動の対象となる事はいくらかでもあると思ひます。それでは、地区社協のとりあげる問題は一体どんなものがあるか事例としていくつかをとりまゝとめてみました。御参考になれば幸いです。

1 蚊と蠅をなくする運動と優良ゴミ清掃夫の表彰

国際港都日本の表玄関横浜市は、衛生都市として世界に恥ぢないものでなければなりません。従つて市民にとつてもその生活環境はあくまでも衛生的であり、衛生思想の普及も一段と高度でありたいものです。

社協活動として、衛生問題を探り上げ本市の「蚊と蠅をなくする運動」に協力して環境衛生座談会を開催する事が適切かと存じます。

南区社協では（主催南区社会福祉協議会）

参加者市衛生局長、清掃局長、保健所長、区内婦人会、各団体役員約百名で、環境衛生座談会を開催し併せて町を巡回しているゴミ清掃夫十名と町の衛生に実践協力している学童の表彰式も併せて行われました。

2 母子家庭を仕合せにする運動

市内には二、五〇〇世帯の生活援助を受けている母子家庭があります。このうち市内十三カ所の母子寮には約五〇〇世帯収容されておりますが、これらの家庭は皆生活上のなやみがある事と思ひます。常識に富んだ社協の役員がこれらの方々と懇談会を催したら問題の打開となる道も発見される事でしょう。

3 ゴミ箱の在り場所の研究

「蠅」のいない「蚊」のいない生活は衛生的で又楽しいものであると思ひます。折角市役所のゴミ清掃夫の方々が巡回しているのですからゴミ箱の置き場所について道路の様子や、附近の家庭の在り方、自分の家庭の都合も考へて備付けするように社協と保健指導員諸氏清掃夫の代表や婦人会の方々と協議会を開催して頂き度と思ひます。

4 季節保育所の開設援助

猫の手も借り度い農繁期に、町や村の婦人会員や高等学校を卒業したお嬢さん方の協力を頂

いて、保育所の保母さんを指導員に毎日子供さんにおやつ代を持たせて托児所を開設した社協があります。農業会と打合せ、会場を選んで実施する事が出来ると思います。美しい婦人会の協力で立派に実を結ぶ事も出来ましょう。

5 共同募金運動

自然のうちに同情心を起し皆んな笑顔で、いわゆる世の助け合い運動に参加協力する様仕向けて行く事も社協の仕事です。奉仕感謝の気持ちを湧き起す美しい年中行事としての赤い羽根運動に致し度いと思います。共同募金の趣旨をおし広めるための座談会、講演会、回覧板を作りましょう。共同募金は施設に対する援助ばかりではなく、一般市民の幸福を図る社協活動の大きな財源です。地域内住民に共同募金の趣旨を普及せしむる事は社会連帯の思想喚起にも役立つ皆さんの社協活動に深い理解を持つ機会でもあります。各地区社協において趣意徹底のために座談会が募金従事の方々とは協力して再三開催せられる事を希望致します。

6 青少年不良化防止運動

地区内の学校の先生方と、警察の少年保安係中央児童相談所の指導員、民生安定所長、教育委員会の指導係子供会の会長さん、婦人会、PTA役員と地区内小中学校の校長先生等約五十人程の人々の集会を社協でやりました。神奈川区第九地区社協の七月の行事でした。午後一時から五時になつても話題は尽きず、お互いに問題児童の対策についての協議が出来て、良い集いでした。参集された人々は、社会福祉協議会活動は何としても必要だという事を痛感したと後で感想をのべて居りました。

7 施設の見学

敗戦のあとの日本に公私種々の社会事業施設が出来た事に依つて、社会を混乱から救つている事実、感謝しなければなりません。数々の施設が如何に経営されているかの実情を慰問方々見学する事は、社協の方々ばかりでなしに婦人会、青年会その他関係の役所の人や社会の福祉の上に極めて必要であります。有志の方も加つて、先ず区内の施設の従事者及收容者を慰問して下さい。社会は連帯の責任である様子が御理解出来る前が必ずある事と存じます。地区内には養老院、母子寮、精神薄弱児保護乳児養育、精神病保護、医療保護、宿泊、厚生、その他社会事業の施設があらうと存じます。施設と御打合せの上御訪問下さい。

8 CIE映画教育童話を開く会

子供と一緒に教育映画を見たり、童話を聞いたりする事もよい事です。CIEの映畫の中に

は社会教育的な映画も多くあり、大人も子供も勉強になります。後で童話の先生に子供向のお話を、子供と共に聞く事は子供の為にもなる事でしょう。CIE映画会は少額の費用で出来る事です。なるべく多く集る様に心掛けて下さい。

9 児童福祉を語る座談会

講師を囲み児童生活についての座談会

講師は児童鑑別の心理学の先生を始め、教育委員指導係員、警察少年保安係も学校の校長先生もおられる事でしょう。子供会の役員も加え、婦人会の人々も加つて頂いて社協と青少年問題協議会と共同で座談会を開いたら、益する処も多い事と存じます。

10 子供の声を聴く會の開催

子供の代表を集め「町を良くする、学校を良くするには」という題名で、社協でやつてみては如何でしょうか。案外子供に教わる事が多いとは南区社協の実感です。地区内学校から小、中、学校の高学年の児童を学級学年別に数人宛集まってもらい、学童から議長を定めて自発的にテーマをきめて議事を集める様にし、社協役員、PTA、婦人会の大人はまわりに居つて自由に討論する事を聞いて問題に依つては当局の者が答えてやる事に致します。子供にはキャラメル一個宛でも上げて下さい。社会福祉にむすび付く問題を発見した事は、南区社協発会式に実施された折に見受けられた事実であります。

11 施設の子供の運動会

社協役員が一日里親になつたつもりで、地区内施設の子供のために運動会をやる事です。施設の人と相談してプログラムを作り、賞品を出して一日共々に慰安してやる事は、親のない子供身不自由な子にとつてもうれしい事でしょう。地区内のどこかで学校の先生方の御協力と御指導とを頂く事がよいと思います。毎年市及市社協施設で実施している行事です。

12 家庭台所の改善

家庭の台所は、一寸した事で使え良く又衛生的に改善される事があるものです。ついそのまま過ぎて居りますが、保健所の指導員大学の家政科の先生を講師として台所を改善のための座談会を社協と婦人会の主催に依つて開いたら、ヒントを得られる事も多いと思います。出来れば二、三実地に見学と指導を受けられれば尚更よいと思います。このために小銭貯金を始めて貯蓄額に協力方々改修資金にする事も一考されます。

13 河川構渠愛護運動

伝深獅子防衛隊一環として、町中の下水溝、河川の汚れを防ぎ清潔を維持する事は我々環
境衛生の向上に資するばかりでなく、雨水の通りを良くするのはもちろん「蚊」や「蠅」をな
くする運動にもなる事です。川の下水のゴミを隣近所で一斉に清掃をする申合せを各地区社協
で行つては如何でしょうか。

14 古衣料寄附運動

繊維が出回つてもまだ古切地に不足している収容施設、繕えば着られる古衣料を必要とする
養老院や、宿泊施設が市内にも地区にもある事と存じます。これをたづさえ施設内の方々や、
困つた人々を慰問される事は、美しい事と思ひます。社協の方々から婦人会や、青年団にも呼
びかけて実施する事は如何でしょうか。

15 要保護家庭の生活指導

要保護家庭の生活指導では経済生活の他に、種々の問題がからみ合つてゐる事でありましょ
う。民生委員の方々は進んで相談相手になつてゐる事ですが、社会福祉の観点からも、
地区内の専門家の智識をわづらわして、解決と指導に役立たせる事に努力をして頂きたいと思
ひます。世帯更正運動の強力なる実施事項でもありましよう。

16 料理の講習

毎日の家庭の御食事は永い間には、とかく新味がなくなる事も考へられます。奥様方もさぞ
御苦心の事と思ひます。同じ様な材料で料理の方法を替へたり更にお宅の方々の体質に必要な
栄養價のある御料理を作る事は大事な事でありまので、附近の保健所の栄養指導員を頼んで
講習会を開く事も生活改善の一環と存じます。社協、婦人会、保健所の共同主催で小地域で行
う行事でしよう。

17 レクリエーション指導講習会

子供会を作るにしても、子供を預る施設にしても絶えず児童の心理と教授法には新味を注入
してなければならぬと思ひます。青少年補導の立場からも又婦人会や団体の為にも新しい
屋外のレクリエーションの仕方を研究するための然るべき指導者を囲んでの座談会を開いたり
指導者講習会を開催する事も大切な仕事の一つと思ひます。

18 内職についての座談会

家庭内職は色々ある様ですが大休まなくして居られない様に思われますが、新規開拓の道は

ないものでしようか。経験の有る方々と、社協の幹部の様な広く社会に繋がりのある人々と
座談会を開くとか、製作したものがすぐ販売の出来る様な仕組みとか、色々解決の方途も発見出
来そうなお話もします。併せて、この方法は家庭内職をする希望の方々への一つかとも存じま
す。市には専門の授産所の係りも居りますので、内職事情を深く尋ねる事も亦社協の事業かと
存じます。

19 素人芸能大会

将棋、囲碁、卓球、庭球、野球、俳句、短歌、謡曲、その他、地区内の住民のレクリエーシ
ョンとしての右の仙何かをとりあげ社協の役員や御世話で実施する社協活動はその根本において
心のとけあいと、つながりがよくゆかなければ実施はなりません。文化レクリエーションは、
この意味からも必要です。社会の福祉への協力として賞品やこれらの催しは地区内の有志の寄
附等で出来ないでしょうか。生活に潤いを与え、円滑な隣保生活は役立つ事の一つでしよう。

20 遺児家族

戦災遺児も大きくなりました。両親のそろつて居らない子供の教育はむずかしい事です。大
切な国の子供達を社協が心使ひして、正しい愛情につつま、優しく明るく、正しい方向へ導く
ための会員相互の協力は必要な仕事です。御家庭の方々を慰問激励する事も同時に考慮出来れ
ば結構です。

21 戦犯者留守家族慰問

折角モンテンルバから帰つても港で十五分同家族に面会した事で、直ぐ奥鴨へ服役した第二
次世界大戦の犠牲者もあるし、始めから八年間服役している戦犯者もあり、又外地において服
役している方々の家族も居られる事です。社協の心使いで婦人会と共に家族訪問慰問や集つて
いただいた家族慰安会をする等は美しい行事でしよう。

22 生花・茶道の會

文化レクリエーションの一つとして生花茶道の会ですが生花や、茶道の先生は、地区内に一
人位はきつと居られると思ひます。奥様方や、娘さんの方々のお集りとして、生花のお話や茶
道の基本のお話を聞く事も生活のうるおいと情操を高める上からも良い事です。社会の浄化精
神教育の一環としても社協主催で持ち上げる事も事業ではないでしようか。

23 長期入院患者慰問の會

地区内には長い病気で床にふし入院している人がありましよう。味気ないわびしい病床生活をして居る患者のために附近の社協の幹部が御見舞をしてあげる事をしたら、きつと御病人も嬉び元氣も出る事でしょう。病人の家庭でも力を得た思いで日常の生活に張りが出ましよう。若しその人が生活に困る方ならこれが立派な医療社会事業と存じます。社協の会合に御提案を頂いてお骨折りを頂くなら結構に存じます。

24 紙芝居業者との懇談会

子供の世界に、自然発生的にとけ込んだ紙芝居が業者の思想知識の程度において、子供に与へる教育上の効果影響はゆるがせに出来ない事です。認可制の業体ではありますが業者の代表と話合つて題材について検討し合う事は児童の福祉の上にこれも社会活動として是非とりあげて欲しいと考えます。遠くの紙芝居屋さんよりも、地域内にその様な人がいたら、その人達に協力を求める事は立派な地区社会福祉資源の活用になります。

25 不良住宅の問題

戦後八年社会状況は極度の不安定からややくぬけ出し、落付いて社会を眺める事が出来る様になり、さて、市内各所に今だに残つている戦後の不良住宅の様相は社会福祉の観点から大きな問題を提示している事でございます。政治的解決を要する大問題ではあります。官公署の方々と共に深く考慮して、一日も早く安定したかたちに直し度いものです。環境改善の上からも、社協として深く関心を持つ問題の一つです。

26 道徳向上運動

手を付ければ付けきれない程、広がつている思想問題ではありましようが、あまり深く根をおろさない裡に、識者の方々と公衆道徳の向上運動の面から色々手をそめて行き度い事です。採り上げる事柄は色々ありましようが、また手を付けてから勇氣をそがれる様な事も起りましようが日本将来のため亦社会福祉の上から公器である児童公園の愛護運動、公衆電話機の保護運動、電車汽車の乗車訓練、其の民主主義運動、権利と共に義務履行運動等。之等は眞の民主主義運動でございます。自由思想に道徳の線を通す事を企図する方策こそ社協の使命とも存じます。申合せでもポスター、座談会、講演会、方法は何れでも地区の事情に応じて実施する事でありましよう。

27 老人の日の自発的制定

六〇才なり、七〇才なりの老人が毎月一回なり、隔月一回なり日を定めてお茶菓子代を持ち

寄つて昔話しや、目にうつる今の時代の批判なりをしたり、碁や将棋に一日を送つたら老人達の健康のためにも、慰安のためにも、若さを取り戻すためにも随分と役立つ事と思ひます。第一回のお世話と会場については社協で行つて、あとは自発的に幹事でも定めて遂行して行く事は出来ないでしょうか。お茶のお世話や会場の世話については社協と婦人会で出来る丈面倒をみてやる事でしょう。

(文字が不鮮明のため、原文のまま打ち直して掲載しています。)

目次

- 1 蚊と蠅をなくする運動と優良ゴミ清掃人夫の表彰
- 2 母子家庭を幸せにする運動
- 3 ゴミ箱の在り場所の研究
- 4 季節保育所の開設援助
- 5 共同募金
- 6 青少年不良化防止運動
- 7 施設の見学
- 8 C I E映画教育童話を聞く会
- 9 児童福祉を語る談話会
講師を囲み児童生活についての座談会
- 10 子供の声を聞く会の開催
- 11 施設の子供の運動会
- 12 家庭台所の改善
- 13 河川溝渠愛護運動
- 14 古衣料寄附運動
- 15 要保護家庭の生活指導
- 16 料理の講習
- 17 レクリエーション指導講習会
- 18 内職座談会
- 19 素人藝能大会
- 20 遺児家族
- 21 戦犯者留守家族慰問
- 22 生花茶道の会
- 23 長期入院患者慰問会
- 24 紙芝居業者との懇談会
- 25 不良住宅の問題
- 26 道徳向上運動について
- 27 老人の日の自発的制定

地区社会福祉協議会活動について

序

一、趣旨

社会の福祉がその地域に住む人々の福祉につながる福祉社会の実現の為にその地域内の公共の為に奉仕する事を目的とする各種団体役員及社会事業施設及関係公務員の方々の崇高なる社会福祉進展の為に自発的な熱意に基く協力を依って設立された社会福祉協議会が市内十区八十四地区にそれぞれ結成をみて活動を始めているが、全体的にはその活動はまだ過度的であつて、今後の活動に俟つというのが偽らない現状でありましょう。

それぞれの地区社協がその地域に住む人達の為に生活上の諸問題、環境の向上の為にあらゆる社会問題を採り上げて住民の生活環境を精神的にも、物質的にも健康的に、文化的に豊かなものに仕様とする大目的をもつて出発したわけであります。真に意義深い社会福祉時代ともいふべき今日、理想社会現実の為に先駆とならんとする意義深いものであると存じます。

一、福祉活動

各協議会は、地区の実情に鑑み各社会福祉関係者が協議し、実施計画に基いて夫々の団体がこれを実施するに互に協力するとか又は、協議会自体が主催する場合がありますが、人間が社会生活を営む限りとりあげる問題は常に存在しています。

特に複雑な社会事象を包蔵する大都市の特異性から観て、恐らく社会活動の対象となる仕事はいくらでもあると思います。それでは、地区社協のとりあげる問題は一体どんなものがあるか事例としていくつかをとりまとめてみました。御参考になれば幸いです。

1 蚊と蠅をなくする運動と優良ゴミ清掃夫の表彰

国際港都日本の表玄関横浜市は、衛生都市として世界に恥ぢないものでなければなりません。従つて市民にとつてもその生活環境はあくまでも衛生的であり、衛生思想の普及も一段と高度でありたいものです。

社協活動として、衛生問題を採り上げ本市の「蚊と蠅をなくする運動」に協力して環境衛生座談会を開催する事が適切かと存じます。

南区社協では（主催南区社会福祉協議会）

参加者市衛生局長、清掃局長、保健局長、区内婦人会、各団体役員約百名で、環境衛生座談会を開催し併せて町を巡回しているゴミ清掃夫十名と町の衛生に実践協力している学童の表彰式も併せて行われました。

2 母子家庭を仕合せにする運動

市内には二、五〇〇世帯の生活援護を受けている母子家庭があります。このうち市内十三カ所の母子寮には約五〇〇世帯収容されておりますが、これらの家庭は皆生活上のなやみがある事と思ひます。常識に富んだ社協の役員がこれらの方々と懇談会を催したら問題の打開となる道も発見される事でしょう。

3 ゴミ箱の在り場所の研究

「蠅」のいない「蚊」のいない生活は衛生的で楽しいものであると思ひます。折角市役所のゴミ清掃夫の方々が巡回しているのですからゴミ箱の置き場所について道路の様子や、附近の家庭の在り方、自分の家庭の都合も考えて備付けするように社協と保健指導員諸氏清掃夫の代表や婦人会の方々と協議会を開催して頂き度いと思ひます。

4 季節保育所の開設援助

猫の手も借り度い農繁期に、町や村の婦人会員や高等学校を卒業したお嬢さん方の協力を頂いて、保育所の保姆さんを指導員に毎日子供さんにおやつ代を持たせて托児所を開設した社協がありますが、農業会と打合せ、会場を選んで実施する事が出来ると思ひます。美しい婦人会の協力で立派に実を結ぶ事も出来ましよう。

5 共同募金運動

自然のうちに同情心を起し皆んな笑顔で、いわゆる世の助け合い運動に参加協力する様仕向けていく事も社協の仕事です。奉仕感謝の気持を湧き起す美しい年中行事としての赤い羽根運動に致し度いと思ひます。共同募金の趣旨をおし広めるための座談会、講演会、回覧板を作りましよう。共同募金は施設に対する援助ばかりではなく、一般市民の幸福を図る社協活動の大きな財源です。地域内住民に共同募金の趣旨を普及せしむる事は社会連帯の思想喚起にも役立ち皆さんの社協活動に深い理解をもつ機会でもあります。各地区社協において趣意徹底のために座談会が募金従事の方々と協力して再三開催せられる事を希望いたします。

6 青少年不良化防止運動

地区内の学校の先生方と、警察の少年保安係中央児童相談所の指導員、民生安定所長、教育員会の指導係子供会の会長さん、婦人会、PTA役員と地区内小中学校の校長先生等約五十人程の人々の集会を社協でやりました。神奈川区第九地区社協の七月の行事でした。午後一時から五時になつても話題は尽きず、お互いに問題児童の対策についての協議が出来て、良い集いでした。参集された人々は、社会福祉協議会活動は何としても必要だという事を痛感したと後で感想をのべて居りました。

7 施設の見学

敗戦のあとの日本に公私種々の社会事業施設が出来た事に依つて、社会を混乱から救っている事実は、感謝しなければなりません。数々の施設が如何に経営されているかの実情を慰問方々見学する事は、社協の方々ばかりでなしに婦人会、青年会その他関係の役所の人や社会の福祉の上に極めて必要であります。有志の方も加つて、先ず区内の施設の従事者及収容者を慰問して下さい。社会は連帯の責任である様子が御理解出来る面が必ずある事と存じます。地区内には養老院、母子寮、精神薄弱児保護乳児養育、精神病保護、医療保護、宿泊、厚生、その他社会事業の施設があろうと存じます。施設と御打合せの上御訪問下さい。

8 C I E映画教育童話を聞く会

子供と一緒に教育映画を見たり、童話を聞いたりする事もよい事です。C I Eの映画の中には社会教育的な映画も多くあり、大人も子供も勉強になります。後で童話の先生に子供向のお話を、子供と共に聞く事は子供の為にもなる事でしょう。C I E映画会は少額の費用で出来るはずです。なるべく多く集る様に心掛けて下さい。

9 児童福祉を語る座談会

講師を囲み児童生活についての座談会

講師は児童鑑別の心理学の先生を始め、教育委員指導係員、警察少年保安係も学校の校長先生もおられる事でしょう。子供会の役員も加え、婦人会の人々も加って頂いて社協と青少年問題協議会と共同で座談会を開いたら、益する処も多い事と存じます。

10 子供の声を聴く會の開催

子供の代表を集め「町を良くする、学校を良くするには」という題名で、社協でやってみては如何でしょうか。案外子供に教わる事が多いとは南区社協の実施した実感です。地区内学校から小、中、学校の高学年の児童を学級学年別に数人宛集まってもらい、学童から議長を定めて自発的にテーマをきめて議事を集める様にし、社協役員、P T A、婦人会の大人はまわりに居つて自由に討議する事を聞いて問題に依つては当局の者が答えてやる事に致します。子供にはキヤラメル一個宛でも上げて下さい。社会福祉にむすび付く問題を発見した事は、南区社協発会式に実施された折に見受けられた事実であります。

11 施設の子供の運動会

社協役員が一日里親になつたつもりで、地区内施設の子供のために運動会をやる事です。施設の人と相談してプログラムを作り、賞品を出して一日共々に慰安してやる事は、親のない子身体不自由な子にとつてもうれしい事でしょう。地区内のどこかで学校の先生方の御協力と御指導とを頂く事がよいと思います。毎年市及市社協施設で実施している行事です。

12 家庭台所の改善

家庭の台所は、一寸した事で使い良く又衛生的に改善される事があるものです。ついそのまま過ぎて居りますが、保健所の指導員大学の家政科の先生を講師として台所を改善のための座談会を社協と婦人会の主催に依つて開いたら、ヒントを得られる事も多いと思います。出来れば二、三実地に見学と指導を受けられれば尚更よいと思います。このために小銭貯金を始めて貯蓄報国に協力方々改善資金にする事も一考されます。

13 河川溝渠愛護運動

伝染病対策の一環として、町中の下水溝、河川の汚れを防ぎ清潔を維持する事は我々環境衛生の向上に資するばかりではなく、雨水の通りを良くするにはもちろん「蚊」や「蠅」をなくする運動にもなる事です。川の下水のゴミを隣近所で一斉に清掃をする申合せを各地区社協で行つては如何でしょうか。

14 古衣料寄附運動

繊維が出回つてもまだ古切地に不足している收容施設、縫えば着られる古衣料を必要とする養老院や宿泊施設が市内にも地区にもある事と存じます。これをたづさえ施設内の方々や、困った人々を慰問される事は、美しい事と思います。社協に方々から婦人会や、青年団にも呼びかけて実施する事は如何でしょうか。

15 要保護家庭の生活指導

要保護家庭の生活指導では経済生活の他に、種々の問題がからみ合っている事でありましょう。民生委員の方々は進んで相談相手になつている事ではありますが、社会福祉の観点からも、地区内の専門家の智識をわずらわして、解決と指導に役立たせる事に努力をして頂きたいと思います。世帯更正運動の強力なる実施事項でもありましょう。

16 料理の講習

毎日の家庭の御食事は永い間には、とかく新味がなくなる事も考へられます。奥様方もさぞ御苦心の事と思います。同じ様な材料で料理の方法を替えたり更にお宅の方々の体質に必要な栄養価のある御料理を作る事は大事な事でありますので、附近の保健所の栄養指導員を頼んで講習会を開く事も生活改善の一環と存じます。社協、婦人会、保健所の共同主催で小地域で行う行事でしょう。

17 レクリエーション指導講習会

子供会を作るにしても、子供を預る施設にしても絶えず児童の心理と教授法には新味を注入していなければならないと思います。青少年補導の立場からも又婦人会や団体の為にも新しい屋外のレクリエーションの仕方を研究するための然るべき指導者を囲んでの座談会を開いたり指導者講習会を開催する事も大切な仕事の一つと思います。

18 内職についての座談会

家庭内職は色々ある様ですが、大体うまくいつて居らない様に思われますが、新規開拓の道はないのでしょうか。経験の有る方々と、社協の幹部の様な広く社会につながるのある人々で座談会を開くとか、製作したものがすぐ販売の出来る様な仕組とか、色々解決の方途も発見出来そうな気がします。併せて、この方法は家庭内職をする希望の方々への一つかとも存じます。市には専門の授産所の係りも居りますので、内職事情を深く尋ねる事も亦社協の事業かと存じます。

19 素人芸能大会

将棋、囲碁、卓球、庭球、野球、俳句、短歌、謡曲、その他、地区内の住民レクリエーションとして右の他何かをとりあげ社協の役員の御世話で実施する社協活動はその根本において心のとけあいと、つながりがよくゆかなければ実績は挙げません。文化レクリエーションは、この意味からも必要です。社会の福祉への協力として賞品やこれらの催しは地区内の有志の寄附等で出来ないでしょうか。生活に潤いを与え、円滑な隣保生活は役立つ事の一つでしょう。

20 遺児家族

戦災遺児も大きくなりました。両親のそろつて居らない子供の教育はむずかしい事です。大切な国の子供達を社協が心使いして、正しい愛情につつま、楽しく明るく、正しい方向へ導くための会員相互の協力は必要な仕事です。御家族の方々を慰問激励する事も同時に考慮出来れば結構です。

21 戦犯者留守家族慰問

折角モンテンルパから帰つても港で十五分間家族に面会し丈で、直ぐ巣鴨へ服役した第二次世界大戦の犠牲者もあるし、始めから八年間服役している戦犯者もあり、又外地において服役している方々の家族も居られる事です。社協の心使いで婦人会と共に家族訪問慰問や集つていただいて家族慰安会をする等は美しい行事でしょう。

22 生花・茶道の會

文化レクリエーションの一つとして生花茶道の会ですが生花や、茶道の先生は、地区内に1人位はきつと居られると思います。奥様方や、娘さんの方々のお集りとして、生花のお話や茶道の基本のお話を聞く事も生活のうるおいと情操を高める上から良い事です。社会の浄化精神教育の一環としても社協主催で持ち上げる事も事業ではないでしょうか。

23 長期入院患者慰問の会

地区内には長い病気で床にふし入院している人がありましよう。味気ないわびしい病床生活をして居る患者のために附近の社協の幹部が御見舞をしてあげる事をしたら、きつと御病人も喜び元気も出る事でしょう。病人の家庭でも力を得た思いで日常の生活に張りが出ましよう。若しその人が生活に困る方ならこれが立派な医療社会事業と存じます。社協の会合に御提案を頂いてお骨折りを頂くなら結構に存じます。

2.4 紙芝居業者との懇談会

子供の世界に、自然発生的にとけ込んだ紙芝居が業者の思想知識の程度において、子供に与へる教育上の効果影響はゆるがせに出来ない事です。認可制の業体ではありますが業者の代表と話合つて題材について検討し合う事は児童の福祉の上にこれも社会活動として是非とりあげて欲しいと考えます。遠くの紙芝居屋さんよりも、地域内にその様な人がいたら、その人達に協力を求める事は立派な地区社会福祉資源の活用になります。

2.5 不良住宅の問題

戦後八年社会状況は極度の不安定からやうやくぬけ出し、落付いて社会を眺める事が出来る様になり、さて、市内各所に今だに残っている戦後の不良住宅の様相は社会福祉の観点から大きな問題を提示している事でございます。政治的解決を要する大問題ではありますが、官公署の方々と共に深く考慮して、一日も早く安定したかたちに直し度いものです。環境改善の上からも、社協として深く関心を持つ問題の一つです。

2.6 道徳向上運動

手を付ければ付けきれない程、広がっている思想問題ではありますが、あまり深く根をおろさない裡に、識者の方々と公衆道徳の向上運動の面から色々と手をそめて行き度い事です。探り上げる事柄は色々ありますが、また手を付けてから勇気をそがれる様な事も起りましようが日本将来のため亦社会福祉の上から公器である児童公園の愛護運動、公衆電話機の保護運動、電車汽車の乗車訓練、真の民主主義運動、権利と共に義務履行運動等。之等は真の民主主義運動でございませう自由思想に道徳の線を通す事を企図する方策こそ社協の使命とも存じます。申合せでもポスター、座談会、講演会、方法は何れでも地区の事情に応じて実施する事でありませう。

2.7 老人の日の自発的制定

六〇才なり、七〇才なりの老人が毎月一回なり、隔月一回なり日を定めてお茶菓子代を持ち寄つて昔話しや、目にうつる今の時代の批判なりをしたり、碁や将棋に一日を送つたら老人達の健康のためにも、慰安のためにも、若さを取り戻すためにも随分と役立つ事と思ひます。第一回のお世話と会場については社協で行つて、あとは自発的に幹事でも定めて遂行して行く事は出来ないでせうか。お茶のお世話や会場の世話については社協と婦人会で出来る丈面倒をみてやる事でしょう。

区社協名	〒	事務所の所在地	TEL
鶴見区社会福祉協議会	230-0051	鶴見区鶴見中央4-37-37 リオハルデ鶴声(かくせい)2階	504-5619
神奈川区社会福祉協議会	221-0825	神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川内	311-2014
西区社会福祉協議会	220-0011	西区高島2-7-1 ファーストプレイス3階	450-5005
中区社会福祉協議会	231-0023	中区山下町2 産業貿易センタービル4階	681-6664
南区社会福祉協議会	232-0024	南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階	260-2510
港南区社会福祉協議会	233-0003	港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点内	841-0256
保土ヶ谷区社会福祉協議会	240-0001	保土ヶ谷区川辺町5-11 かるがも3階	341-9876
旭区社会福祉協議会	241-0022	旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内	392-1123
磯子区社会福祉協議会	235-0016	磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階	751-0739
金沢区社会福祉協議会	236-0021	金沢区泥亀1-21-5 いきいきセンター金沢内	788-6080
港北区社会福祉協議会	222-0032	港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206	547-2324
緑区社会福祉協議会	226-0011	緑区中山町413-4 ハーモニーみどり内	931-2478
青葉区社会福祉協議会	225-0024	青葉区市ヶ尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点内	972-8836
都筑区社会福祉協議会	224-0006	都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内	943-4058
戸塚区社会福祉協議会	244-0003	戸塚区戸塚町167-25 戸塚区福祉保健活動拠点内	866-8434
栄区社会福祉協議会	247-0005	栄区桂町279-29 栄区福祉保健活動拠点内	894-8521
泉区社会福祉協議会	245-0023	泉区和泉中央南5-4-13 泉ふれあいホーム内	802-2150
瀬谷区社会福祉協議会	246-0021	瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館内	361-2117



地区社協のてびき



平成 29 年 9 月 発行

発 行 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
〒231-8482
神奈川県横浜市中区桜木町 1-1
横浜市健康福祉総合センター8 階
(地域活動部 地域福祉課)



TEL : 045-201-8616 FAX : 045-201-1620
<http://www.yokohamashakyo.jp>

この冊子は共同募金配分金で作成されました

